



長野県報

2月28日(木)
平成31年
(2019年)
第3054号

目次

規則

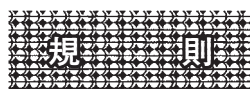
長野県障がい者福祉センター管理規則の一部を改正する規則（障がい者支援課）	1
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	2
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	3

告示

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数等（健康増進課国民健康保険室）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障がい者支援課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障がい者支援課）	4
家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定により指定した区域の指定の解除（園芸畜産課）	5
広域連合の規約の変更の届出（市町村課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	6
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	6
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	7
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）	7
地方自治法に基づく監査結果に関する報告（監査委員事務局）	9



長野県障がい者福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年 2月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第2号

長野県障がい者福祉センター管理規則の一部を改正する規則

長野県障がい者福祉センター管理規則（平成10年長野県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「者は」を「者（知事が別に定める者を除く。）

は」に改める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

障がい者支援課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年2月28日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「刑事企画課」を「刑事企画課 捜査支援分析課」に改める。

第13条の2第1項第1号中「こと」の次に「(捜査支援分析課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。
- (4) 手配共助に関すること。

第13条の2第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(捜査支援分析課)

第13条の3 捜査支援分析課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 犯罪捜査の支援に関する企画、調査及び指導に関すること。
- (2) 犯罪捜査に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 犯罪統計に関すること。
- (4) 手口捜査に関すること。

第24条第2号のウ中「前条第3号」を「前条第4号」に改める。

第30条第2項及び第9項中「、刑事第二課及び刑事第三課」を「及び刑事第二課」に改める。

第32条第1項中「職員」を「警察行政職員」に改め、同条第2項及び第3項中「職員」を「警察行政職員」に改める。

別表第1の警務部の項中「装備係」を「装備係 サイバーセキュリティ戦略推進係」に、「電算管理係」を「電算開発係 電算運用係」に改め、同表の刑事部の項中

刑事企画課	庶務係 企画係 指導第一係 指導第二係
-------	---------------------

を

刑事企画課	庶務係 企画係 指導第一係 指導第二係 手配共助係
捜査支援分析課	企画指導係 情報分析係 統計係 手口捜査係 機動支援・分析係

に、「指紋係 資料係」を「指紋係」に改める。

別表第2の19の塩尻市広丘交番の項中「大字広丘堅石」を「大字広丘堅石 大字片丘」に改め、同19の塩尻市片丘警察官駐在所の項を削る。

別表第4の警察本部の項中「職員」を

「警察行政職員」に改め、同表の部の項及び交通部の項中「又

は職員」を「又は警察行政職員」に改め、同表の課等の項及び広報相談課の項中「又は職員」を「又は警察行政職員」に、

「職員」を「警察行政職員」に改め、同表の総合

相談・情報公開室の項、犯罪被害者支援室の項及び術科指導室の項中「又は職員」を「又は警察行政職員」に改め、同表の会計課の項

中「職員」を「警察行政職員」に、「又は職員」

を「又は警察行政職員」に、「第7条の3第3項」を「第9条第1項」に改め、同表の監査室の項及び施設室の項中「又は職員」を「又は警察行政職員」に改め、同表の厚生課の項中

「職員」を「警察行政職員」に改め、同表の照会

センターの項から少年サポートセンターの項までの規定中「又は職員」を「又は警察行政職員」に改め、同表の航空隊の項中「又は職員」を「又は警察行政職員」に、「職員」を

「警察行政職員」に改め、同表の捜査支援室の項を削り、同表

の鑑識課の項、科学捜査研究所の項及び交通管制センターの項中

「職員」を「警察行政職員」に改め、同表の東北

信運転免許課 中南信運転免許課の項及び北信運転免許センター 東信運転免許センター 中南信運転免許センターの項中「又は職員」

を「又は警察行政職員」に改め、同表の学校の項及び警察署の項中

「職員」を「警察行政職員」に、「又は職員」を

「又は警察行政職員」に改める。

別表第5の交番の項中「職員」を

「警察行政職員」に改める。

附 則

この規則は、平成31年3月15日から施行する。ただし、第24条第2号のウの改正規定及び別表第4の会計課の項の改正規定(「第7条の3第3項」を「第9条第1項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

警 務 課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年 2月28日

長野県公安委員会委員長 山 浦 悦 子

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「

116	375	280	167	1,016	287	1,303
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

117	408	277	144	1,024	287	1,311
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

「

135	618	757	752	2,303	158	2,461
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

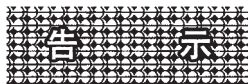
134	585	760	775	2,295	158	2,453
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

警 務 課



長野県告示第82号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数、同条第5項の知事が定める一般納付金所得係数、同条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数、同条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数、政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数、同条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数、同条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数、政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数、同条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数及び同条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数を次のように定め、平成31年 4月 1日から適用します。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数等（平成30年長野県告示第42号）は、平成31年 3月31日限り、廃止します。

平成31年 2月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数
1
- 2 政令第9条第5項の知事が定める一般納付金所得係数
0.9531698455949
- 3 政令第9条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数

- 1.0623858560702
- 4 政令第9条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数
0.617
- 5 政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数
0.9474650773866
- 6 政令第10条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数
0.9999999974750
- 7 政令第10条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数
0.650
- 8 政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数
0.9641023296713
- 9 政令第11条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数
0.9999999927018
- 10 政令第11条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数
0.593

健康増進課国民健康保険室